

西宮市総合計画審議会

第1部会（第7回）

日時：平成20年10月29日（水）

場所：西宮市役所東館801・802会議室

時間：10：00～11：02

川本部長 皆さん、おはようございます。本当に、皆さんお忙しい方ばかりの中、このように臨時で、後、第1回追加ということで、第1部会を始めさせていただきます。西宮市総合計画審議会、第1部会を開会します。

審議に先立ちまして、事務局の方から、本日の委員の出席状況をお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 現時点で9名御出席をいただいております。14名中の9名でございます。

川本部長 過半数に達しておりますので、本日の会議は成立しております。

毎回申しておりますように、携帯電話はマナーモードか電源をお切りになるか、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議項目でございますが、前回審議いたしました修正案につきまして、他の部会の意見も踏まえまして、市の修正案が提出されております。それについてご審議いただき、第1部会として最終的なまとめをしなければならないと思っております。

それでは、まず本日配布されている資料について、事務局の方からご説明よろしくをお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 お手元に資料を、かなりたくさん置かせていただいて、申し訳ないですけれども、順に説明させていただきます。

まず、各論につきましていただきましたご意見と再度の修正につきまして説明させ

ていただきます。

まず、A 4の横で見えていただく「各論修正案における意見と市の考え方」という資料を置かせていただいております。そちらから入らせていただきます。こちらにつきましては、前回、修正案につきましていただきましたご意見と前回資料としてお配りさせていただきました他部会の第2部会からの暮松委員からいただきましたご意見、それにつきましては同じような形で市の考え方をまとめさせるということで、こちらの方で意見いただきましたので、そのようにさせていただいて、市の考え方をつけております。

この7、公民館につきまして、いただいておりますご意見につきましては市の考え方を書かせていただいております。今後施策を進めていく上での参考とさせていただきたいということで、整理をさせていただいているというものでございます。

そして、後2つ1と11につきまして、いただきましたご意見と、それを踏まえまして再度の修正ということで、その2施策、1と11をつけさせていただいております。

まず、1、人権問題の解決ですが、こちらではドメスティックバイオレンスについての説明をつけていくべきではないかというご意見をいただいております。それを踏まえまして、右下のところにドメスティックバイオレンスの説明をつけさせていただいております。現状と課題にも出てまいりますけれども、そちらの方では注1のような形で書かせていただいて、右下に説明をつけさせていただいております。

そして、次に11をお願いいたします。まちづくり指標の3番目、前回で委託によるという形で入れさせていただいていましたけれども、それでもまだわかりづらいのではないかとご意見をいただいております。こちらにつきましては、PTA活動研究会ということで、そのものずばりで書かせていただいて、その参加者数であるということでの表記に改めさせていただいているというものでございます。

では、各論につきましては以上でございまして、続きまして、共通項目につきました

て説明させていただきます。同じように、A3を折っております「共通項目の修正案に対する意見と市の考え方」という資料をつけさせていただいております。

まず、こちらから説明させていただきたいと思います。前回、ご議論いただきました修正案につきましていただきましたご意見、そして市の考え方をつけております。これは、この部会だけではなく共通項目になりますので、他部会でも出ましたご意見すべてをこちらの方に書かせていただいているというものです。

それでは、順に説明させていただきます。まず、基本構想につきまして、基本構想の構成は、人が読み進めて理解していく順番に則していない、構成を前文、計画とは何か、どう活用されるのか、どのような背景のもとにつくられたか、そういうふうに改めるべきであるというご意見をいただいておりますけれども、市の考え方にも書かせていただいていますように、見出しとしましては、この表現にはなってありませんが、順番、内容につきましてはご意見でいただいている構成で並べて、記述しているというふうに考えております。また、見出しにつきましてもあえて変える必要はないというふうに考えております。

それでは、続きまして次になります。第1、総合計画策定の趣旨のところになります。再修正案と見比べていただいた方がいいでしょうか、あっち飛び、こっち飛びになって申し訳ないですけれども、基本構想（原案）そして下のところに再修正案と書いた資料がございます。よろしいでしょうか。基本構想、再修正案と書いております。

その1ページ、第1、総合計画の策定の趣旨のところのご意見としましては、ここに地方自治法に基づくとその地方自治法の規定を記述すべきではないかというご意見でございます。

こちらにつきましては、この考え方にも書かせていただいていますように、資料でありますとか概要版で、地方自治法何条に基づく、そういうところを記述していく方が適切であると考えております。この基本構想の中では記述しないということで考えております。

それでは、再修正案でいきますと次の2ページをお願いします。いただいている意見といたしましては、市民にわかりやすい計画とするため「総合計画の期間」の表、この2ページの「目標年次」の下のところにつけています総合計画の期間の表に、市長のマニフェストの期間も合わせて記述すべきだ、入れていくべきだというご意見でございます。

こちらにつきましては、総合計画の期間とマニフェストの期間は必ずしも一致いたしません。したがって、整合を図るということは考えておりませんので、この表の中にそのマニフェストを入れるというのは必要ないというふうに考えています。修正案で前回お示ししましたように、上の文章の中では市長のマニフェストにつきましては、前回の修正で入れさせていただいているというものです。

では、ご意見としましては次のページ、3ページの「前総合計画のよるまちづくり」に4つご意見をいただいております。こちらの方につきましては、まず、前総合計画のよるまちづくりに人口と財政の想定した見込みを上回っている。そのことについてもっと丁寧に記述すべきではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、3次にわたる行財政改善の実施でありますとか、住宅開発の抑制指導等の記述をさせていただいているというもので、この記述で適切ではというふうに考えております。

また、同じところで想定した見込みを上回るというのではなく、もともと過大に見込んだということではないかと。前回も用いております計量経済学的手法に固執したことが原因ではないかということ指摘したご意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、長期的な予測をするに当たりましては、計量経済学的手法が最も適していると考えておりまして、過大ということではないと考えております。

そして、この3ページのところで、下3行目ぐらいになります。コミュニティ意識の醸成という言葉が出てまいります。これにつきましては、唐突に言葉が出てきた。コミュニティ意識は、総括の中でコミュニティ意識の問題が出ていない。そういう希

薄化が進んだということも記述しておくべきではないかというご意見でございますが、コミュニティ意識の醸成につきましては、第3次総合計画においても取り組んでまいりましたが、なお不十分であるということで、記述しているというものでございます。

そして、前回、修正といたしまして震災の教訓につきまして記述を入れさせていただいておりますけれども、その記述内容について第3次総合計画の教訓、減災でありますとか、支え合いといったものと一致していないのではないかとご意見をいただいておりますけれども、こちらにつきましては、教訓も踏まえて記述しているというふうに考えております。

また、こちらにつきましては修正で線を引かせていただいている部分があります。記述内容につきまして精査いたしまして、阪神・淡路大震災の貴重な教訓である災害に強いまちづくりや福祉、防犯など市民生活おける安心・安全の確保という形で記述を再修正させていただいているものでございます。

それでは続きまして、再修正案でいきますと4ページ、5ページになります。4ページから6ページにかけて、「時代の潮流」を記述しております。この時代の潮流につきまして、4点ご意見をいただいております。(4)のICTでありますとか、(5)のグローバル化については市としてどんな課題が出てくるかよくわからないということでございます。また、(6)の生活圏の広域化をどう考えていくのかということで、そのうちグローバル化については、いいことばかりではないのではないかとご意見でございます。

こちらにつきましては、市の考え方にも書かせていただいておりますように、ICT(情報通信技術)につきましては、情報セキュリティの強化や情報格差の解消、各分野でのICT(情報通信技術)の積極的な活用といった課題が、市にもあるというふうに考えております。

また、グローバル化につきましても、人、物、金、情報が国境を越えて行き交い、交流が進んでいくという点におきましては、本市においても市民の交流活動でありま

すとか、多文化共生社会の実現といった課題があるというふうに考えております。

また、生活圏の広域化につきましては、それをどう考えるかではなく、その潮流が本市のまちづくりにもたらす課題について記述させていただいているというふうに考えております。

そして、次のご意見につきましては、この時代の潮流のところに安心・安全に対する意識の高まりそういった項目を入れていくべきではないかということ。そしてグローバル化と姉妹友好都市、外国人市民への配慮は一貫性がないため、削除すべきであるというご意見でございます。グローバル化につきましては、先ほどのご意見と同じ考え方でございます。

また、安心・安全の意識の高まりにつきましては、考え方にも書かせていただいていますように、この時代の潮流におきましては、市として社会の構造的側面における大きな変化を記述しております。安全・安心ということにつきましては、普遍的な市民の意識でありまして、その意識が高まっていることは、まちづくりにとっての大きな課題ではありますけれども、時代の潮流には当たらないというふうに考えております。

それでは、ご意見の3点目になります。(6)生活圏の広域化になります。生活圏の広域化につきましては、従来から十分進んでいると思うが、また、わざわざ取り上げたのには、特にどのような現象を、10年前と比べて潮流化していると考えているのかというご意見でございます。

生活圏の広域化につきましては、第3次総合計画にも挙がって、これまでも進んでいるということでございますけれども、今後におきましても阪神なんば線の開通など、この流れが続いていくと考えておりまして、ここに挙げているというものでございます。

そして、4つ目で(5)グローバル化のところ、もともとは、「人、物、資本、情報」と記述してございましたけれども、資本というのはグローバル化の中には含まれ

ない。「人、物、金」に直すべきではないかというご意見をいただいております。それにつきましては、そのとおり修正させていただいたというものでございます。

それでは続きまして、再修正案でいきますと7ページになります。第5、まちづくりの主な課題につきまして、これも4つご意見をいただいております。まちづくりの課題につきまして、この中に教育でありますとか、福祉を柱立てとして入れていくべきではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、福祉、教育それぞれ一つの柱にしていくことはできませんけれども、ここに挙げております(2)の次代を担う子供の成長でありますとか、(3)の安心・安全のまちづくりの中で、教育、福祉の充実といったことを記述していきたいと考えております。

したがって、(2)の記述につきましても「教育は」という書き出しで始めさせていただきます。子供が学力だけでなく他人や社会とのふれあいや交流を通して、人間性や社会性を習得し、たくましく生きる力を培う重要な取り組みです、という形での記述に、再度修正させていただいているというものです。

また、(3)につきましても、福祉の充実はすべての人の願いです、という形で記述を始めさせていただくという形に再度修正させていただいております。

ご意見といたしましては次で、まちづくりの主な課題。福祉施策が分散して書かれている。福祉を一つの柱にすべきであるというご意見でございます。また、8ページになりますけれど、もともとは(5)で、「まちの活性化」という形で記述させていただいた分、それにつきまして、何を活性化と考え、何に取り組もうとしているのか、理解しがたい。大幅な修正か削除することを具申するというご意見をいただいております。

まず、福祉につきましては先ほどと同じで、一つの柱にすることはできない、ただ、(3)において福祉の充実はすべての人の願いですといった形で記述を修正させていただくというふうに考えております。

また、8ページにあります(5)のまちの活性化につきましては、タイトルを「産業のさらなる活性化」に改めさせていただきまして、記述内容につきましても全面的に書き換えさせていただいております。

まちづくりを進める上で産業の活性化は重要な課題です。今日本市は大阪、神戸のベッドタウンから市内に職場のある職住接近スタイルへの都市へと変化しつつあります。また、高速道路網や公共交通機関の整備などによって多くの人が本市を訪れる可能性が高まっています。

こうした中において大型小売店と既存商業との共生や経営革新への支援、生活関連サービスの創出などによる企業、雇用の促進、市民がまちの魅力を実感するとともに人々が訪れ、楽しむ都市型観光の振興などの取り組みを進めていくことが求められています、ということで記述を修正させていただいております。

ご意見としましては、次になります。7ページの出だしの説明のところ「前総合計画によるまちづくり」、そして「時代の潮流」を踏まえて記述を書いているけれども、地方分権、ICT化、グローバル化、生活圏といった、先ほどの潮流の中に挙げている項目に対応した課題が抜けているのではないかというご意見でございます。

これにつきましては、ここにもありますように、まちづくりを進めるに当たって主な課題を記述していると考えております。すべてについての課題を抽出しているという訳ではないと考えています。

そして、次の4つ目になります。(5)のまちの活性化については記述内容について、複合商業施設や大型家電店などの出店は云々で、そういったものを手放しで礼賛しているのが、部会での議論を踏まえたものではないというご意見をいただいております。このご意見を踏まえて、先ほど見ていただきましたように8ページの(5)は記述内容を修正させていただいたというものでございます。

このまちづくりの主な課題につきましては、後「コミュニティ意識の醸成」、「地域コミュニティの活性化」としておりましたけれども、こちらにつきましてはコミュニテ

意識の醸成というふうに修正させていただきまして、記述内容につきましても修正をしております。

少子高齢化や核家族化の進行、市民意識の変化などにより人々の地域社会への帰属意識や、人と人とのつながりが希薄化しつつあります。

今後元気な老人が増加し、また、定年退職を迎える人々が、順次、地域社会に戻る事が予測され、一方で地方分権の進展に伴い市民が主役のまちづくりを可能にする状況が生まれつつある今日、市民の自主的な地域活動等の展開は大きな課題となっています、という形に修正しております。

また、次代を担う子供の成長につきましても、先ほども見ていただきましたように、記述内容を修正しております。

教育につきまして、たくましく生きる力を培う重要な取り組みです。また行政をはじめ家庭や地域、学校、保育所、企業などが一体となって子育てに取り組んでいます。

しかし、本市においては子育て世代の増加により学校の教室不足や保育所などの待機児童が問題となりました。すべての子供たちが元気いっぱい学校生活を送ることができるよう、また、保護者の育児に関する不安や負担を軽減し、安心して子供を育てられる環境を求める声に応えられるよう、ソフト、ハードの両面において、教育の充実、子育て環境の整備を進めていく必要があります、と記述を改めております。

また、次の安心・安全のまちづくりにつきましても、記述内容を修正いたしまして、福祉の充実はすべての人の願いです。少子高齢化の進展など社会経済状況が大きく変化する中で、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域で、互いに支え合い、生涯にわたって安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることが求められています。

また、阪神淡路大震災を体験した本市として、自然災害による被害を減少させる「減災」の取り組みを一層進める必要があります。さらに、幼い子供を対象にした事件、ひったくりや空き巣などの市民生活を送る上での不安が大きな問題となっており、

こうした身近に発生する事件、事故に対して、地域と連携した取り組みを進めていくことが求められています、という内容に記述を改めております。

次の(4)につきましては、「棲む」が人間が住むになっておりましたので、語句の修正をしております。

第5、まちづくりの主な課題につきまして以上でございまして、再修正案でいきますと、9ページのまちづくりの基本目標、A3の資料でいきますと、次のページになります。2ページ目のまちづくりの基本目標、第6につきましては、ご意見として11個ご意見をいただいております。このうち9ページにおける基本目標「ふれあい 感動 文教住宅都市」を含みます基本目標の記述につきましてご意見をいただいております。

まず、1つ目といたしまして、来訪者とのふれあいがまちづくりの基本目標となるのか、基本目標は「持続可能な文教住宅都市・西宮、豊かな社会の実現を目指して」にすべきである、というご意見をいただいております。

これにつきましては、ふれあいは、人と人、人と自然、人と文化それぞれのふれあいを意味しているというふうに考えております。また、基本目標につきましては、どのようなまちを実現するのか、その姿を凝縮された言葉で、端的に示すものと考えておまして、「ふれあい 感動 文教住宅都市」につきましては本市が文教住宅都市としての特性をさらに磨きをかけ、一層発展していく動的なまちの姿を示していると考えておまして、このままでいきたいと考えております。

そして、この「ふれあい 感動 文教住宅都市」につきまして、3つご意見いただいております。「ふれあい 感動」はキャッチフレーズとしてなら理解できるが、目標というには唐突感がぬぐえない、実務的な言葉で目標とするよう具申する。

「ふれあい 感動」の感動は抽象的な尺度に基づくもので理解しにくい。これが50万都市の目標になるのか。

また、感動とはどういうまちづくりなのか、修正後の説明をつけておりますけれど

も、これにつきましてイメージがつかみづらいということのご意見をいただいておりますが、こちらにつきましては先ほどと同じでございます、基本目標につきましては、このように考えておりました、これでいきたいと考えております。

また、次のご意見では「感動」どうしていくか、実際には難しいけれども市民の目を引きつけて、総合計画に市民の方々に興味を持ってもらえる。そういう言葉ではある、というご意見をいただいております、そのとおりであるというふうに考えております。

また、基本目標の説明文の中になります、「生活圏の広域化などによる交流人口の増加などにより」という記述を入れております。これにつきまして根拠は何か、従来と比べて特に広域化したというのは何を指しているのか、ということと、この交流人口について増えていくという具体的な予測があるのかと。また、ふれあいとは、そういう交流する、入ってくる人たちとのふれあいなのか、考え方が原案とは違って来たのではないかというご意見をいただいておりますけれども、これにつきまして、まず交流人口を特に予測をしている訳ではありませんけれども、先ほどの生活圏の広域化のところでも申しましたように、阪神なんば線の開通など、交通網の整備で広域化はさらに進んでいくというふうに考えております。

また、ふれあいにつきましては、人と人、人と自然、人と文化のふれあいを意味しております、原案とは変わっていない、というふうに考えております。

そして、次のご意見でこの説明文のところの中に、中核市と阪神間の中核都市、この二つの言葉が出てまいります。これにつきまして、今回修正した内容では不明確になっているのではないかと、原案の記述の方がわかりやすかったというご意見でございますけれども、こちらにつきましては中核都市というのは、阪神間の中での地理的条件、状況そういったものを指しております。また、中核市につきましては自治法で定められた都市の制度としての中核市を指しております。この使い分けについては、原案、修正案とも同じように使い分けております、ということでございます。

そして、次のご意見になります。原案にありました「物質的な豊かさよりも心の豊かさ」「成長、拡大より生活の質の向上」という表現が修正案で除かれている、なぜ除いたのか、各論においての議論でも箱ものよりもソフトという流れではなかったのかということで、この記述は残しておくべきだというご意見をいただいております。

これにつきましては、ご意見を踏まえまして、この9ページのところ下線を引いています上のところになります。

さらに、今、人々は物質的な豊かさよりも心の豊かさを、成長・拡大より生活の質の向上を求めています。環境、景観、文化などが醸し出すまちの雰囲気、都市の品格といったものが、まちづくりの重要な目標となっています、ということで、原案の記述に戻させていただいているものでございます。

この9ページにつきましていただいているご意見は以上でございます、続きまして次の10ページ「将来のまちのイメージ」がでございます。こちらにつきましては2つご意見をいただいております。将来のまちのイメージという項目を設けておりますけれども、まちのイメージというのを「基本政策」とした方が理解しやすいのではないかというご意見であります。

これにつきましては、従来から、まちのイメージについて説明させていただいておりますけれども、まちのイメージにつきましては凝縮された言葉で、端的に示された基本目標をわかりやすく具体的に示すものとして設定しております。したがって、基本政策とは必ずしも言えるものではないというふうに考えております。また、基本政策といたしますとかえって基本目標との関係が、どういう関係になるのかということがわかりにくくなるのではないかというふうに考えております。

また、この10ページにあります(1)「市民一人ひとりが輝いて生きるまち」でございまして、この輝いて生きるの「輝く」という表現が実存的ではない。ということで、「生きがいのあるまち」とか「充実感にあふれるまち」、そういった表現に直すべきではないかというご意見でございますが、この将来のまちのイメージにつき

ましては、昨年、市民主体で組織させていただきました策定委員会における議論、こういったものを踏まえて設定をしているもので、こちらの方でいきたいというふうに考えております。

また、この将来のまちのイメージにつきましては(3)の「みんなが安心して暮らせる安全なまち」の表現につきまして精査いたしまして、修正しております。下線を引いた部分になりますが、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが利用しやすい快適な生活空間(ユニバーサルデザイン)が行き渡った地域社会の中で、すべての市民が互いに支え合い、助け合って生き生きと暮らせるまちをつくり、という形に再度修正させていただきます。

では、再修正案でいきますと、次の11ページから13ページにかけて、第7「施策の大綱」でございます。こちらにつきましても4つご意見をいただいております。上から順番にいきますと、12ページにあります4「うるおい・かいてき」でございます。こちらの将来のまちのイメージは、「水と緑豊かな美しいまち」ということになってございますけれども、その中の施策に「資源循環型社会の形成」が入っておりますが、イメージとして水と緑豊かな美しいまちの中には循環型社会というのは入らないのではないか、分けた方がいいのではないかというご意見でございます。

これにつきましては、基本構想の説明のときも説明させていただきましたけれども、将来のまちのイメージ、5つのまちのイメージだけでは市が行っています、すべての施策を括りきることができませんので、それを括るためにそれぞれのまちのイメージを膨らませまして、キーワードをそれぞれに設定しております。例えば、この水と緑豊かなまちですと「うるおい・かいてき」という形で、キーワードを設定して、そのキーワードによって各施策を括っているという構成としております。したがって、「うるおい・かいてき」で資源循環型社会の形成をこの中に括っているということでございます。

また、この施策の大綱の次の意見になりますが、このまちにしかない主体性を発揮

し、他に貢献していく気概を持つことがまちへの誇りや愛情につながることから、「甲子園を活用した青少年応援事業の推進」を1項目設けてはどうかというご意見をいただいております。

これにつきましては、このまちにしかない主体性を文教住宅都市としての特性に磨きをかけていくということであると考えております。甲子園を活用した青少年応援事業につきましては、青少年施策を推進していく中での課題と考えております。

そして、次のご意見で施策の大綱の括りとして、まちのイメージをそのまま持つてくるということを具申するということでございます。

これにつきましては、この施策の大綱のところに現在キーワードで括っているのを、将来のまちのイメージをそのまま持つてきてはどうかというご意見になりますけれども、先ほどの1つ目のご意見と同じでございます。将来のまちのイメージだけでは市の施策すべてを括ることができませんので、キーワードを設定してそのキーワードで施策を括るという形でしております。

そして、12ページの3「あんしん・あんぜん」の中の施策の数が非常に多い、他の大綱と比べて多い、ほかとのバランスが悪いのではないかとということで、ここは分けたらどうかというご意見でございます。

これにつきましては、市の考え方にも書かせていただいておりますように、市民意識の多様化等により施策の展開に当たっては福祉といったような縦割りではなくて、横断的な取り組みが求められているというふうに考えておりました。そうした施策の括り方が必要であるというふうに考えております。

基本構想についての修正案にいただきましたご意見は以上でございます。事務局といたしましても、ほかの部分13ページ以降につきましては特に再度修正していません。

それでは、続きまして再修正案といたしましては、「基本計画総論」の再修正案をつけさせていただいております。では、この基本計画総論の再修正案の1ページをご

覧いただけますでしょうか。

第1で「西宮市の概況」について記述しております。こちらについて、特に今までの議論の中で意見が出て、修正案をお示しした訳ではないですけれども、改めてということでご意見が出ております。

昨年発行された戦後の市史によると、文教住宅都市宣言は、日石誘致問題をきっかけにしている。その点をこの中に書いていくべきではないか、というご意見をいただいておりますが、総合計画の記述としては、今の記述が適切であるというふうに考えております。

それでは、この再修正案につきまして、少し飛びますけれども5ページをお願いいたします。5ページ(2)「将来人口の推計」のところで50万9,000人という予測の下に修正案といたしまして、ただし書きを追加させていただきました。その内容につきまして、このただし書きを追加することで、人口の結果がどう変わってもいいようにというふうにも受け取れるというご意見をいただいております。そのご意見を踏まえまして、表現につきまして修正させていただきます。

「ただし」としておりましたが、「なお、今後の経済状況等によっては、住宅供給の傾向に変動が出て、転入・転出等の傾向が変わることも考えられます」という形に表現を修正させていただきます。

それでは、次の6ページ、7ページになります。そして、このA3の資料では、3枚目になります。このご意見としては特にございませんけれども、この再修正案で6ページをまず見ていただけますでしょうか。こちらにつきまして、記述内容を精査させていただきますまして、若干修正しております。下線を引いた部分になります。

年少人口については、平成24年をピークにその後減少し、高齢人口については本計画の目標年度である平成30年度にはその割合が20%を超えるという形で、こちらは一旦修正していましたが、再度精査してこの表現に修正させていただく、と考えております。

それでは、次の7ページをお願いいたします。まず2の「経済指標」のところについて修正案をお示しさせていただきました。その内容について、景気を「短期的」な後退局面に入ったとあるが、短期的というのはどういう根拠かということで、総理所信表明演説でも「全治3年」というふうに言っているのではないかということでございます。

こちらにつきましては、国が示しております。経済分析に基づきまして、記述しております。これにつきましては9月の状況で修正案を出させていただきましたけれども、10月の状況に基づいて再度の修正ということで、修正いたします。

下線を引いておりますように、「世界経済が減速する中で、景気後退の動きが続くとみられ、また、世界的な金融危機の深刻化などにより、景気の状態がさらに厳しいものとなる可能性もある」という記述に修正しております。

そして、次の3「財政」につきまして、ご意見といたしまして6ついただいております。順番にいきますと、財政について、計量経済学は長期的な見通しとしてはいい手法だとは思いますが、GDPの1.5%については、最近の経済状況を踏まえたものになっているのか、現在の状況を踏まえた計画とするべきではないか、というご意見でございます。

次のご意見にいきますと、個々の事業を見直したというけれど、費用は見込まないことか、915億をどうやって捻出するのだということでございます。また、財政状況について30年までの財源としては、財政課が示しております財政収支見通し、21から25年度までの財政課の方の見通しがございますが、その2倍をしたものを見込めばいいのではないかと、というご意見でございます。

そして、次のご意見にいきますと、計量経済学的手法による予測はやめてしまって、915億の記述は削除すべきだ、ということでございます。こちらにつきましても今言いましたように、財政課が示している5年分の見通しを保持していくべきではないかと、ということでございます。

そして、その次、計量経済学的手法ではじき出した915億円に固執をしているが、ということで、上にGDPの推移をグラフで載せておりますけれども、これで見ても1.5%以上を達成しているのは3年ぐらいしかないではないか、というご意見でございます。

そして、ここの部分の最後になりますけれども、915億を推定した時期との状況の違いを認識しているのか。状況が変わっているのだから915億は除くべきではないか、というご意見でございます。

これらにつきましては、この市の考え方にも書かせていただいておりますように、計画を策定するに当たりましては、まず、枠組みを決めるということが必要でございます。今回の計画におきましては、期間でありますとか、人口、財政がそれに当たります。人口、財政につきましては、計画は策定段階から計画が確定するまでの間、どうしてもタイムラグ、時間の経過がございます。その間において、状況の変化も必ず生じてまいります。一般的にはこうした状況の変化につきましては、実際には計画を推進していく上で、その中で対応していくことになる、というふうに考えております。したがって、枠組みを示す意味では長期的な予測に適しております計量経済学的手法で推計いたしました財政の枠組みであります915億については示しておく必要がある、記述する必要があるというふうに考えております。

ただ、ご指摘を受けておりますように、現在の金融恐慌、金融危機とも言えます経済状況を考えました場合、計画に掲げました個別事業の全部を実施できないということは予測されます。計画を推進していく中で対応するだけでなく、今後の財政状況にあることを、こうした財政状況にあるということを改めて記述させていただく、そういう必要があると考えまして、こちらの内容につきましては、再度修正案としてお示しをさせていただく内容で考えております。

3の「財政」におきまして、計画の財政的な枠組みとして今後10年間に道路や建物の建築といったいわゆる投資的事業などに充てることのできる一般財源（普通会計べ

ース)は約915億円と予測をしています。

これは、長期的な予測に最も適している計量経済学的手法を用い、平成30年度の人口を50万9,000人、GDP名目成長率を1.5%として予測をしたものです。

しかしながら、平成20年10月現在の経済状況は、世界的な金融危機に引き続き、実体経済にもその影響が及び出し、景気の先行きは予断を許さないものになっています。こうした状況を考えた場合、計画に掲げた事業・施策の全部を実施することが困難な状況も予測されます。

このため、人、物、金といった経営資源を重点的かつ効率的に配分する行政経営改革などを進めるとともに、積み上げ方式による3年から5年の短期的な財政収支見込みを踏まえながら、適切な財政運営に努めます、という記述に修正させていただきます。

続きまして、ご意見といたしましては次の8ページ。第3として「市民の意識」を載せております。そのうちの2の「定住意識」のところに、修正案といたしまして後ろのところの評価に関する記述を入れている。これについては、他市の調査結果、そういったものも尋ねたけれども、修正案については前回の調査との比較しか書いていない、これで分析と言えるのかというご意見でございますが、他市における調査結果は事務局においても調査いたしました。他市の調査における設問の仕方、市民に対する聞き方になりが本市とは異なっているため、単純に比較することはできない、というふうに考えておりまして、この記述でさせていただきたいと考えております。

後、13ページをお願いいたします。第4「都市空間整備の基本的な方向」のところに3といたしまして「土地利用の基本方針」を項目として追加しております。

これにつきましては、この総論の修正案、前回お示しした修正案についてご意見があつてという訳ではなくて、他部会におきまして各論、各施策をご審議いただく中で

37、魅力的な市街地の形成という施策がございます。この中をご審議いただきました際に、中の記述を整理して記述し直すべき、検討し直すべきだというご意見をいた

だきまして、その記述内容を精査いたしまして、その中の土地利用につきましては、改めて基本計画の総論において記述すべきではないかという整理といたしまして、こちらに新しく記述するということではしているものでございます。

3の「土地利用の基本方針」といたしまして、だれもが快適、安全に暮らせる都市の実現に向け、適切に土地利用を誘導します。本市の恵まれた都市環境や自然環境を今後も維持、向上させ、快適な市民生活と活気に満ちた都市活動が営まれるよう、市民、事業者、行政の協働を基本として、都市計画の土地利用制度や地区計画等の活用に努めます。

市街化区域については、既存の保有資産を有効に活用し、住宅、商業、工業等の適正な配分のもと土地利用を誘導し、それぞれの地域の良い環境の維持、向上に努めます。

市街化調整区域については、新たな市街地の拡大を防止し、貴重な自然緑地等として保全に努めるとともに、既存集落について市街化調整区域の指定を基本に地域の健全な発展に向けた取り組みの調整を進めます。という記述をこちらに追加させていただいたというものでございます。

それでは、続きまして14ページ、15ページをお願いいたします。第5「事業・施策の実施」でございます。こちらにつきまして、ご意見を2ついただいております。まず、ふれあいを方向性にとどめたということであれば、ここで元々原案の重点プロジェクトとして記述していた個別事業をやめたということか、というご意見があります。

これにつきましては、必要な事業としては残しております。しかしながら、重点プロジェクトとしての位置づけは外したということでございます。

また、重点プロジェクトという表現を廃止されたことについては歓迎するが、この事業施策の実施は構成上、混乱が目立つということで、改めて整理することを求める。

1つ目に、基本目標の「ふれあい 感動」は注釈で例示する程度のものかということと、もう1つは、「ふれあい 感動」のためにハードもソフトもという位置づけは

適当で、それを別々にしてしまうから、訳がわからなくなる、というご意見でございますが、これにつきましては、個別の事業ではなくて取り組みの方向性という形で記述をしております、現在の記述で適切である、というふうに考えております。

後、こちらにつきましては意見としては、書いてはおりませんが、この部会につきまして「ストック」というのがどういう意味かということもお聞きになりました。わかりにくいということもあるということで、事業施策の実施の(4)のところで「公共ストック」と記述しておりましたけれども、「公共施設の保有資産」という形に記述を改めております。

それでは、続きまして16ページをお願いいたします。第6といたしまして、「部門別計画」につきましてのご意見として、費用をかけて、充実した部門別計画がそれぞれ策定されている中で、総合計画は必要なのか、部門別計画の策定の意義は何か、というご意見をいただいております。

これにつきましては、部門別計画につきましては、市の事業・施策すべての分野にわたって策定されているそういうものではありませんので、総合計画そのもの、すべての分野、すべての事業・施策について網羅する総合計画は必要であるというふうに考えております。

また、ご意見を踏まえまして、ここの説明文の内容につきまして一部を修正させていただきます。

下線を引いている部分になりまして、市政の推進に当たっては、この計画及び各部署の部門別計画が一体となって計画的な行政を進めます。

この計画と部門別計画は、相互に補完・連携の関係にあり、部門別計画では市が実施する事業を網羅的に詳しく位置づけています、という形で記述を修正させていただきます。

共通項目の修正案に対していただきましたご意見につきましては、以上でございます。また、合わせまして市の方で再度、修正します内容につきましても以上でございます。

ます。説明につきましては以上でございます。

川本部会長 ただいま市の方から、「基本構想」、「基本計画総論」の2つについての市の修正案について説明がございましたが、これについて、ただいまから皆様のご意見をお受けしたいと思っておりますのでよろしく願いたいと思います。いかがでしょうか。はいどうぞ。

浅見委員 基本構想の7ページの安心・安全まちづくりのところの4行目ですが、「減殺」とあるのですけれども、この減殺は災害の「災」の方でいいのですか。

新本総合企画局担当理事 これ字が間違っていますので、訂正させていただきます。

川本部会長 ありがとうございます。

ほかに、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

野上委員 基本計画総論になります。7ページの財政のところになりますが、5行目です。「しかしながら」というところからですけれど、「平成20年現在の経済状況」というのがありますが、これを出すときにはもう少し進んでいるかと思うのですけれども、これは20年の10月の現在の状況で構わないのでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 これにつきましては、この内容でそのまま作成させていただきたいと考えております。

野上委員 全部の基準が、今日のこの20年10月現在ということですね。

川本部会長 いかがでしょうか。このままでよろしいでしょうか。

今、市の方からご説明ありましたこの修正案で、皆さんからいろいろご意見を、ほかの部会でもいろいろご意見をいただいておりますし、それをまた、修正に反映していないものもあると思います。皆様方、今までご意見出されたものをどのように整理するか。前回はどのように取り扱われたかということ、今再度、事務局の方から、お聞きしたいのですけれどもいかがでしょうか。

田村総合計画担当グループ長 今、資料を配らせていただきますけれども、前

回につきましては、と言いますか、今回につきましてはいただきましたご意見、今日お出しさせていただいているような形で、各論につきましてはいただいたご意見、それぞれ前回お示しさせていただいたようにまとめさせていただいて、市の考え方をつけております。見ていただいてもわかりますように、すべての意見が修正に反映しているという訳ではございません。

前回につきましては、同じような形でいただいたご意見につきましてはすべてまとめさせていただいて、同じように市の考え方もつけた形で、附属資料といたしまして、市の方への答申の附属資料という形でお出しをしていただいているということが1つございます。

こちらの反映していない意見で、市の原案の内容、答申の内容についてどうしても同意できないというか、納得ができないというご意見につきましては、その附属資料として、市の方でまとめますこの資料とは別に、意見書という形でご提出いただいて、それも附属資料の1つとして答申につける形で、ご提出いただくというのが前回でございます。

新本総合企画局担当理事 よろしいですか。もう少し補足説明させていただきますと、今、資料をお配りしました。一番上に答申というインデックスをつけています。これが、答申書の文面になりまして、その中身としては次のページに「第4次西宮市総合計画（原案）に対する修正案」ということがあって、その次のページくっていただきますと「原案に対する修正案」。

ですから、いただいたご意見の中で、修正するとお答えした分については、全部こへ挙げて、これが答申書の内容になるということが1つでございます。

それと、もう1つは、ご意見はいろいろなご意見をいただきました。ですから、この修正案に反映されなかったご意見がございます。そういうご意見についてはどう取り扱うかというのが、インデックスをつけております附属資料。インデックスをつけておりますが、これが答申書の附属資料として審議においていただいたご意見をすべ

て記述すると。

今回ののはまだ全部準備ができていませんので、ひな形といいますか、とりあえずページということで1枚ずつしか用意しておりませんが、この附属資料としていただいた意見と市の考え方、その中でもし修正をしたものは、修正案の何ページに載っていますというそういう説明を加えて、まとめていったということが前回の取り組みです。

そのときに、やはりいただいたご意見を皆ここへ要約して書いていますが、例えば、自分の言っている意見が細切れといいますか、その項目があちらこちらに飛んで、十分自分の意見が伝わらないということで、あえて意見書を出したいという方がいらっしやいまして、委員さんの中に。そうした委員さんについてはこういう意見書を、これもまだ中身は全然で、これから今回はどうなるかわかりませんから、こういう意見書を出していただいて、これも附属資料として整理をしていったということでございます。

ですから、前回の場合、一応は出たご意見は全部市のフォーマットで整理して、残しますけれども、それだけでは不十分なので、自分としての文書で出したいという委員さんについてはそういう意見書も出していただいたと。そういう整理の仕方をしたということでございます。

川本部会長 今、市の取り扱いについて説明がございましたが、それについて何かご意見がありましたら、お願いいたします。附属資料として出させていただくということでございますね。皆さんのご意見を。

それで、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

川本部会長 どうもありがとうございます。

では、この第1部会としてはそのようにさせていただきます。

それでは、次に答申の表現についての、事務局から説明をお願いいたします。

田村総合計画担当グループ長 今、お配りさせていただきました答申書の

(案)になります。こちらを見ていただきましたら、「第4次西宮市総合計画(原案)」で諮問させていただいておりますので、西宮市総合計画(原案)について答申いたしまして、当審議会は本年7月24日市長より、標記の諮問を受けて以来、延べ33回にわたる会議を開き、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

なお、附属資料に示すとおり今回の審議に当たって、各委員より多くの意見・要望が提出されています。いずれも時代の状況に鑑みた貴重な意見として、十分配慮されるようお願いいたします、ということで、記といたしまして。

まず 1、原案を別紙のとおり修正されたい。

2、使用する年号など図表の表記を統一し、まちづくり指標を含めて最新の内容に基づいて表記されたい。

3、送り仮名の不統一など文章表現に不備が見受けられるため、表現について再度精査されたい、ということでございます。

先ほど、理事も説明させていただきましたように、この答申の1つになるものとしたしまして、次の修正案、こちらの方で、委員の皆さん前回修正案としてお示しをさせていただいた修正後の分に下線を引かせていただいている内容になりますが、こちらの方では、原案とそれをどういう形で修正するかという形の対比表という形にまとめさせていただいて、このとおりに修正された、というのが答申ということになります。

以上でございます。

川本部会長 今、答申案につきましてご意見いただいたり、ご説明いただいたのですが、この第1部会といたしましても、やはり取りまとめなければなりません。

本日いただいたご意見に際しましては、部会長である私に一任させていただきまして、正副会長・部会長会の中でまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

川本部会長 どうもありがとうございます。それでは、今日、答申いただいた

ご意見は、31日の正副会長・部会長におきまして検討することで、今日のこの第1部会としての審議は以上で終了でございますが、よろしいでしょうか。

第1部会としてはこれで終わりでございますので、最後に何かあれば、とにかくおっしゃっていただきたいことがあれば、お願いしたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。第1部会としては。

(「はい」という声あり)

川本部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今後の予定について事務局から説明してください。

田村総合計画担当グループ長 御案内させていただきます。届いていますかどうかですが、まず31日、あさってになります。午後におきまして正副会長・部会長会を開催させていただきます。

そして、来週になります11月5日、時間が通常とは異なり9時半からになりますけれども、この同じ場所で総会を開かせていただく予定にしております。もし、総会等で御都合が悪いという方がいらっしゃったら今聞かせていただくと助かります。また、出欠につきましてもし御都合が悪くなるようでしたら、事務局まで御連絡いただくようお願いいたします。

川本部会長 ありがとうございます。

これで、第1部会は一応終了させていただきます。限られた時間内で、それから審議の中で時間延長や、部会の追加などをしていただきまして本当に熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。

そして、私のつたない司会で皆様方にいろいろ御迷惑をおかけしたこともございますが、今日この部会が無事に終了したことに本当に私として感謝申し上げます。皆さんもどうも御協力ありがとうございました。どうもありがとうございました。

(終 了)